

2020年10月15日

ハワイ州観光局

【ニュースリリース】

*本資料は米国ハワイ州知事オフィスが2020年10月14日（ハワイ時間）に発表したニュースリリースの抄訳です。

ハワイ州、事前検査プログラムに厚生労働省が認可する検査方法を承認 ハワイ州保健局の指定医療機関で検査し、陰性証明書の提示で14日間自己隔離が免除に

ハワイ州は、ハワイ時間2020年10月15日（木）から開始が予定されているハワイ到着後の14日間自己隔離を免除する事前検査プログラムの検査対象に、米国以外で初めて日本の厚生労働省が認可する新型コロナウイルス感染症の核酸増幅検査（NAT）を承認しました。

ハワイ到着後の自己隔離を免除するためには、日本を出発する72時間以内にハワイ州保健局が指定する日本国内の医療機関にて、新型コロナウイルス感染症の検査を行い、ハワイ州指定の陰性証明書を発行してもらい、入国時に提示する必要があります。

現在、ハワイ州保健局は、日本の様々な医療機関と協議を重ねており、指定医療機関が確定次第、日本向けの事前検査プログラムの開始を発表する予定です。日本向けの事前検査プログラムが開始されるまでは、引き続きハワイ到着後に14日間の自己隔離が必要です。ハワイ州は、日本政府と協力しながら事前検査プログラムの充実を図り、日本からの旅行者がハワイへ渡航しやすい環境を整備していきます。

ハワイ州保健局が日本の指定医療機関名を公表した後、「ハワイ州保健局 COVID-19情報サイト」（<https://hawaiiicovid19.com>）及び、ハワイ州観光局公式ポータルサイト「allhawaii」内の「ハワイ州新型コロナウイルス情報サイト」に随時公開していきます。指定医療機関の情報開示とともに、ハワイ州指定の陰性証明書サンプルも同サイト内に掲載する予定です。

【厚生労働省認可の核酸増幅検査】

核酸増幅検査（英：Nucleic acid Amplification Test、NAT）は、ウイルス遺伝子を構成する核酸（DNAまたはRNA）の一部を増幅して検出する検査法であり、PCR検査も核酸増幅法のひとつです。

厚生労働省サイト：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html

【ハワイ州 新型コロナウイルス情報サイト】

ハワイ州観光局が管理するハワイ州新型コロナウイルス感染情報の特設サイトです。感染状況や統計データ、ハワイ旅行前に必要な手続き、旅行中の感染防止対策、安全ガイドライン、観光施設の感染防止対策への取り組み、衛生安全対策動画、よくある質問などを掲載しています。

ハワイ州 新型コロナウイルス情報サイト: <https://www.allhawaii.jp/covid19/>

*ハワイ州知事オフィスが発表したニュースリリースの原文（英語）は下記 URL をご参照ください。

<https://governor.hawaii.gov/newsroom/latest-news/office-of-the-governor-news-release-health-department-approves-japans-testing-procedure-for-pre-travel-testing-program/>

###

ハワイ州観光局日本支局 (Hawaii Tourism Japan)

ハワイ州観光局日本支局は、ハワイ・ツーリズム・オーソリティから委託を請け、ホノルルと東京にオフィスを置き、日本市場におけるハワイへの観光誘致活動を実施しています。日本の旅行業界との協力関係を構築しながら、プロモーション、イベント、広告宣伝、広報など、日本市場におけるマーケティング活動を行う他、MICE 事業を促進させる旅行会社への営業活動を行っています。また、ハワイ州政府やハワイ関連企業と協力して日本とハワイの交流を深める活動も実施しています。 <https://www.allhawaii.jp>

【本件に関する報道関係者からの問い合わせ先】

ハワイ州観光局 広報チーム mediahtj@htjapan.jp

【本件に関する旅行業界関係者からの問い合わせ先】

ハワイ州観光局 セールsteam sales@htjapan.jp

【本件に関する医療機関関係者からの問い合わせ先】

ハワイ州観光局インフォメーション info@htjapan.jp